

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）の一部改正について（新旧対照表）**別紙**

新	旧
<p>制 定 平成15年3月10日 国自総第510号 国自貨第118号 国自整第211号</p> <p>最終改正 平成31年3月28日 国自安第233号 国自貨第153号 国自整第315号</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 （関東・近畿）運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長</p> <p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について 第2条の2 輸送の安全～第14条 点検等のための施設 （略）</p> <p><u>第15条 整備管理者の研修</u></p> <p>1. 本条は、事業者が選任した整備管理者であって本条で定める者に、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が行う研修を必ず受講させるべきことを定めたものであり、事業者において受講状況を適切に管理し、研修を受講させるよう指導すること。</p> <p>2. 「整備管理者として新たに選任した者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。</p> <p>3. 整備管理者として新たに選任した者について、選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。</p> <p>4. 「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日までを経過した者」については、最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までに受講させるよう指導すること。ただし、当該事業者において過去に整備管理者として選任されていた者が、その後当該事業者において整備管理者として再選任された場合であって、当該選任した日において、当該年度に予定されていた研修が全て終了している場合等のやむを得ない理由があるときは、当該選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。</p> <p>第17条 運転者～第31条 受験資格 （略）</p> <p><u>附 則（平成31年3月28日付け国自安第233号、国自貨第153号、国自整第315号）</u> <u>この通達は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>制 定 平成15年3月10日 国自総第510号 国自貨第118号 国自整第211号</p> <p>最終改正 平成30年4月20日 国自安第11号 国自貨第8号 国自整第25号</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 （関東・近畿）運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長</p> <p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について 第2条の2 輸送の安全～第14条 点検等のための施設 （略）</p> <p><u>第15条 整備管理者の研修</u></p> <p>本条は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）から整備管理者に研修を受講させるように通知があった場合、必ず受講させるべきことを定めたものであり、地方運輸局において最近の受講状況を確認し受講させること。</p> <p>第17条 運転者～第31条 受験資格 （略）</p>